

焼山寺文書について

地方史班（徳島地方史研究会） 福 家 清 司¹⁾

1 はじめに

焼山寺文書はわずか3点のみであるが、昭和37年（1962）1月16日付けで2点（後掲①③）、昭和58年8月30日付けで1点（後掲②）が県指定文化財（書跡）に指定されていることから知られるようにいずれも本県にとっては貴重な中世文書であり、すでに小杉楡邨編『阿波国徴古雑抄』（大正2年〔1913〕刊）などに収録されているほか、昭和38年の初版本を改訂して平成10年に刊行された『焼山寺』（焼山寺発行）には鮮明なカラー図版が掲載されるなど、広く紹介されている。

最初にその目録を示すと次の通りである。

- ①正中2年（1325）2月日「宗秀奉下文」
- ②貞和5年（1349）^{うるう}閏6月19日「御代官佐伯守安寄進状」
- ③年未詳「寺領寄進状目録」

2 正中2年2月日「宗秀奉下文」について

本文書は焼山寺に伝わる文書の中では最も年紀が古く、鎌倉末期のものである。本文書は文書様式の上からは袖判^{そではんくだしぶみ}下文と称されるもので、日付けの下に署名する「宗秀」が、袖に花押を据えた人物の意を奉じて、現地に下した文書である。現状では宛所の記載はないが、これは袖判下文という尊大な様式を考慮すると、当事者が文面上明らかなために省略されたものと考えられる。

文書の内容が焼山寺に対して免田を寄進する内容となっていることから、袖判の主は焼山寺が所在する地域一帯を領有した領主の可能性が高く、奉者宗秀はその領主の家人で、^{あずかりどころ}現地支配をゆだねられていた預所などの立場にあった人物であったと推定できる。

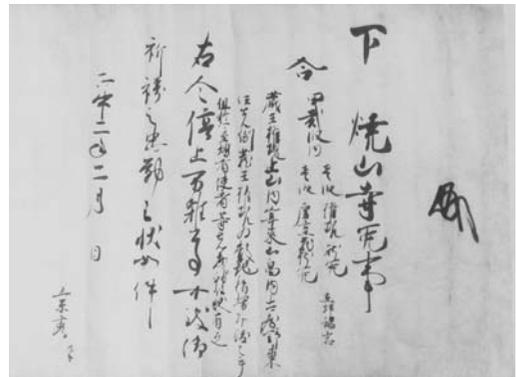


写真1 宗秀奉下文（翻刻は下記の通り）

| | |
|---|---|
| 祈鑄之忠勤之状如件 右令停止万難公事可致御 但於四至堺者使者等先度補任状有之 任先例蔵王権現為敷地指堺打渡之畢 蔵王権現上山内寄来山島内御房館ノ東 一段 虚空蔵新免 在坪鍋岩 宗秀奉 正 中 二 年 二 月 日 | 下 焼山寺免事 （袖判） 一段 権現新免 一段 蔵王権現 合田式段内 一段 虚空蔵新免 在坪鍋岩 |
|---|---|

1) 徳島県教育委員会文化財課

この花押の主については、「正中二年後醍醐帝より賜る^{しんかん}宸翰の古文書」（笠井真光「焼山寺縁起について」『焼山寺』所収）と見えているように後醍醐帝とする伝承ないしは説もあるが、前掲『焼山寺』には「宗秀は小笠原氏輩下のものと推察される」と解説されている。この著者は当時の阿波守護小笠原氏に比定しているようであるが、その根拠については特に明示されていない。鎌倉末期から南北朝期、焼山寺付近は^{あおあわやま}大栗山と称されたことが焼山寺文書から知られるが、この大栗山と長講堂領一宮との関係は不明ながら、もし大栗山の大半が長講堂領一宮に属していたとすると、当時、当地を領していたのは山科家ということになり、袖判の主も山科氏であったと考えられる。しかし、一方では^{あぐい}鮎喰川北岸に位置する焼山寺付近が長講堂領一宮とは別の大栗山という所領であったとすれば、山科家ではないことになる。この点については検討課題の一つである。

次に、文書の内容について見ておくことにしたい。

この下文は、花押の主が焼山寺に対して「鍋岩」に所在する田2反にかかる「^{まんぞうくじ}万雑公事」を「権現新免」「虚空蔵新免」として免除し、あわせて「御^{きとう}祈祷之忠勤」を励むことを依頼したものである。「鍋岩」は現在も継承されている地名で、焼山寺の東方の^{そうちだに}左右内谷川左岸の地名であり、現在、焼山寺の登山口ともなっている集落にあたる。

さて、本文書が寄進の主旨としてあげている「御祈祷」は、正中2年という年が後醍醐天皇の倒幕計画が発覚した正中の変（正中元年）の直後のものである点から推測すると、公武の緊張という政治情勢の中で、天下が穏やかであることを願ったものであったと考えられる。

「蔵王権現上山内寄来山畠内古房野東」は蔵王権現の所在地を示したものと見られるが、『焼山寺』には「寄来山は現寄来谷の山（焼山の上）」、「古房野東とは、前の寺の屋敷の東の意」と注記されている。「寄来山」は「寄来山畠内」を「寄来山の畠の内」と読んだものであるが、これは「寄来山の山畠の内」と読むのが正しいのではないかと考えられる。「寄来」は^{かみやま}上山村下分の^{しもふん}寄来名のことで、^{きらい}焼山寺山の西側斜面一帯の地域にあたる。「山畠」は、近世の^{べっし}別枝村の^{べっし}検地帳（『美郷村史』）などに最も生産性の低い耕地として書き上げられている「山畑」と同じで、焼畑によって開かれたばかりの畑地のことと推定され、慶長13年（1608）5月11日の日付を持つ「^{みょうざい}名西郡大栗谷上山分御検地帳」などに「切畑」と見える焼畑農地が、鎌倉末期段階では隣接する^{みさと}美郷村域と同様に「山畠（畠）」と呼ばれたのではなかろうか。

次に、『焼山寺』が「前の寺の屋敷の東の意」とする「古房野東」についてである。「古房」を旧寺地と理解するのはためらわれるが仮にそうであるとしても「古房之東」というのが一般的で、「野」の文字を当て字とするのも不自然である。従って「古房野東」というのは意味不明としなければならないが、『徴古雑抄』ではこの部分を「古房瑞東」と解

読し、「野」とは読んでいない。そして実際に、原文でこの文字を「野」と読むのは少し無理があり、偏の崩しからは「野」よりも「館」と読んだ方が正しいと思われる。また、同様に「古」についても疑問が残る。字形上は若干問題もあるが、この文字は「御」を簡略化したもので、「古房」はすなわち「御房」で、焼山寺の住持のことを指すものではないかと見られる。そしてまた、「館」と読める文字の旁が^{つくり}必要以上に長く記されているのは「ノ」が入ると見て、この部分については「御房館ノ東」と読むべきと考える。とすると、全体の意味は、「蔵王権現は上山内の寄来の山畠内にある御房館の東にあり」と解釈される。

3 貞和5年閏6月19日「御代官佐伯守安寄進状」

本文書は代官佐伯守安による年貢寄進状である。

「上あめ木」は、③の文書目録中の「大粟上山分上雨木名」と見えている地名と同一であり、左右内谷川の源頭の山が現在も「雨木山^{あめぎやま}」と呼ばれていることから、焼山寺山の北側に位置する雨木山の麓にあたる現在の左右内^{くぎぬき}釘貫・左右内^{しるがわち}・城川内などの集落を含む名であったと推定される。

本文には、守安による寄進の主旨が示される。すなわち、守安は「一天太平、四海静謐、殊には上下両山の御領主の殿下御領の円満、別ても佐伯守安の男女子息の除災・興楽を祈り奉らんがため」に寄進したものであった。この願文には、天下太平と社会の安寧に加えて、領主「殿下」の所領の安泰と自らの家族の幸福を願う気持ちが込められているのであるが、これによって、当時、大粟上山、大粟下山の領主が当時代官から「殿下」と称されていた人物であったことが知られる点が興味深い。

この「殿下」について『焼山寺』は「殿下とは当時の関白太政大臣二条良基と思われる」と解説を加えているが、なぜ二条良基と推定されるかの根拠については明示していない。推察するに、当時、殿下と呼ばれる地位としては摂政・関白以外にはあり得ないという一

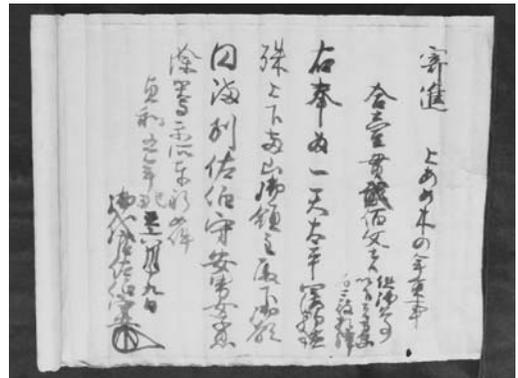


写真2 佐伯守安寄進状（翻刻は下記の通り）

寄進 上あめ木の年貢事
 合 壹貫貳佰文者 但御公事
以下者寺家
不可被相綺
 右奉為一天太平四海静謐
 殊上下両山御領主殿下御領
 円満、別佐伯守安男女子息
 除災興楽所奉祈如件
 貞和五年 丑王 己未 六月十九日
 御代官佐伯守安（花押）

般論に立っての推定と考えられるが、もし、この推定が正しいとすると、当時大栗山は撰関家領であったということになり、長講堂領一宮とは領主が異なることになり、前項で述べた課題の一つが解決されることになる。しかし、現状では、膨大な撰関家領の中に大栗山が含まれていたことを裏付ける史料は認めることができないため、なお、慎重な検討が必要であろう。

最後に署名の「御代官佐伯守安」についてであるが、領主「殿下」から当地の現地支配をゆだねられていた人物である。当時、代官が現地支配のための役所として設置したのが政所であったと考えられる。この政所は本町勸善寺所蔵大般若経奥書に「大栗下山古内政所」と見えている政所と同一と見られるが、「古内」は現在の神山町阿野の字上河内に比定されている。

4 年未詳「寺領寄進状目録」

本文書は寄進状目録の名称の通り、計5通の寄進状の表題部分と日付などの部分を備忘録風に書き留めたものである。従って、本文書は二次的な史料であり、作成年月日や作成者名については不明であるが、その字体から見て中世のものであることは確実に見られる。



写真3 寺領寄進状目録（翻刻は下記の通り）

以下、本目録に記載された寄進状を古いものから順番に列挙すると次のとおりである。

- ①正中2年（1325）2月日「宗秀奉下文」、
- ②建武3年（1336）3月4日「御代官性宗寄進状」、
- ③暦応4年（1341）9月13日「沙弥性宗寄進状」、
- ④貞和5年閏6月19日「御代官佐伯守安寄進状」、
- ⑤延文2年（1357）4月7日「御使良重寄進状」

このうち、①と④については現存しており、すでに言及したので、ここでは割愛するとして、まず、②について検討を加えておくことにしたい。

②は建武3年当時の代官性宗が田2反を寄進したことを示すものである。寄進された田2反の所在地「佐内谷」は焼山寺の北東に位置する現在の左右内に比定される。

署名は「御代官性宗」とあることから、建武3年時点での当地の代官の名前が知られる

| | | | | | | |
|--------------|-------------------|---------|--------|-----|-------|-----|
| 寄進 | 燒山寺免田事 | 合 | 貳反内 | 一反坪 | 佐内谷屋敷 | 栗飯原 |
| 殿 | 建武三年三月四日 | 御代官性宗 | | | | |
| 寄進 | 上あめ木の御年貢事 | 合 | 壹貫貳百文者 | | | |
| 寄進 | 貞和五年王六月十九日御代官佐伯守安 | 燒山寺領大栗山 | 佐内谷内 | | | |
| 寄進 | 下雨木三井事 | 但還補之時 | | | | |
| 將軍家鎮西御下向御願所也 | 寄進地共也 | | | | | |
| 曆應四年九月十三日 | 沙弥性宗 | | | | | |
| 御祈禱所也 | 燒山寺領大栗下山分 | 上雨木 | | | | |
| 延文貳年四月七日 | 御使良重 | 名事 | | | | |
| 燒山寺免田事 | 藏王権現寄進 | | | | | |
| 田貳反内 | 一反権現新免 | 寄木山島古房 | | | | |
| 一反虚空蔵新免 | 野東 | | | | | |
| 正中二年二月 | 宗秀奉 | | | | | |
| 日 | | | | | | |

が、この性宗については、後掲の暦応4年の寄進状に「沙弥性宗」と見える人物と同一と見られ、法体であったことが知られる。あるいは貞和5年寄進状に見える代官佐伯守安の父かとも考えられる。

次に、③の暦応4年の寄進状についてであるが、ここには「焼山寺領大粟山佐内谷内下雨木三井事」とあって、「還補之時寄進地共也」とただし書きが付されている。これによって、暦応4年時の寄進が先に寄進した地とあわせて寄進されたものであることが知られるが、この「還補之時」の寄進状は前掲②の建武3年のものであるであろう。地名「三井」については不詳であるが、下雨木は既述の「上雨木名」に対応するものであることから、その下流側と見られ、現在の左右内字鍋岩を中心とする集落などが属したのではなかろうか。当地はいわば焼山寺にとっては「お膝元」ともいえる要地にあたり、焼山寺が寺領(免田)の集積に努める場所としては最もふさわしい場所であったといえよう。なお、『焼山寺』は「寄進之地候也」と読むがこれは誤りであろう。

ところで、この暦応4年の寄進状には「將軍家鎮西御下向御願所也」という注目すべき文言が記されていたようである。ここで「將軍家鎮西御下向」といえば、足利尊氏が建武3年(1336)2月に京都での合戦に敗れて九州へ下ったことを指すことは確実であるが、問題は焼山寺がこの時に「御願所」とされたということが果たして事実であるかどうかであろう。尊氏がこの時期に直接阿波の地にやってきた事実はないことから、尊氏の命を受けた人物が尊氏の意を呈して御願所として祈祷料や寺領を寄進したとすると、それが可能であったのは細川氏以外には考えられないことになる。細川氏は建武3年2月12日頃には尊氏の命を受けて四国各地にわたったことが『梅松論』などの記事から明らかになるが、この日付に注目すると、前掲の建武3年3月4日付けの寄進の直前に細川氏が阿波に入部したことが知られる。建武3年の寄進の趣旨や細川氏との関係については史料上確認はできないとしても、この時の寄進の主旨に焼山寺に対し、「鎮西御下向御願所」として祈祷を依頼する文言があったことも十分想定すべきであろうと思う。このように考えると、細川氏は阿波入部直後に主要な在地領主に対して安堵状を出す一方で、国内の主要寺社に対しても祈願料等の寄進を通じて、支配下への組み入れを図っていたと推定することができる。

最後に⑤の延文2年のものであるが、ここでも「上雨木名」を寄進して、焼山寺を「御祈祷所」とすることが「御使良重」の名で行われている。しかし前述したように「上雨木名」については年貢の内1貫200文が貞和5年に焼山寺に寄進されている。今回の上雨木名の寄進は、文面による限りではその全体が焼山寺領として寄進されたものようであり、焼山寺にとっては寺領の大幅な拡大が認められたことになる。この寄進を行ったのは「御使良重」とあるが、もとより「御使」の一存によるものではなく、領主の意向を受けての

寄進であったとみるべきであろう。延文2年という時期に焼山寺が寺領を集積し得た背景等については残念ながらつまびらかにはできない。

5 おわりに

今回の焼山寺文書の調査にあたっては所蔵者である焼山寺住職笠井法真氏、同寺総代（焼山寺保勝会長）後藤田謙氏や神山町史編集委員会、総合学術調査事務局の方々に格別のご配慮をいただいた。ここに厚くお礼を申し上げます。